

景観まちづくり条例改正、景観まちづくり条例施行規則改正、 景観まちづくり計画一部改定、景観形成ガイドライン改定の概要 (平成 27 年 3 月改定)

景観まちづくり条例、景観まちづくり条例施行規則改正の概要

新宿区では、区内で建築物等の新築等を行う場合、規模に応じて「景観事前協議」と「景観法に基づく行為の届出」が必要です。この度、都市景観において重要な屋外広告物についても、建築物と同様に「景観事前協議」の対象とするため、「景観まちづくり条例」、「景観まちづくり条例施行規則」改正を行いました。

届出対象：東京都屋外広告物条例に基づく許可の申請が必要なもののうち、建築物
若しくは工作物に附帯し、又は土地に定着する広告塔、広告板、電柱又は
街路灯柱の利用広告、標識利用広告、アーチ及び装飾街路灯
開始日：平成 27 年 6 月 1 日（月）

景観まちづくり計画一部改定、景観形成ガイドライン改定の概要

新宿区は平成 20 年 7 月に景観行政団体となり、平成 21 年 4 月から、景観まちづくり条例、景観まちづくり計画及び景観形成ガイドラインに基づき、地域特性を踏まえた良好な景観の保全と創出に取り組んできました。

この度、更なる取り組みとして、景観まちづくり計画に、新たに屋外広告物に関する事項を追加しました。都市景観の重要な要素である屋外広告物についても良好な景観の形成に取り組んでいきます。また、景観形成ガイドラインに、新たに屋外広告物に関する事項と、建築物の形態意匠・設備等修景・みどりという 3 つの要素別事項を追加しました。加えて、既存のエリア別景観形成ガイドラインは、実態に即した形で修正を行いました。

これらの改定により、建築物や屋外広告物を対象とした景観事前協議をより一層きめ細やかに行っていきます。

1 景観まちづくり計画の一部改定

(1) 景観形成方針に屋外広告物に関する事項を追加

現在、良好な景観を形成するため、3つの景観形成方針を定めています。

屋外広告物は都市景観における重要な要素であることから、屋外広告物に関する方針を追加しました。

(2) 外濠・歌舞伎町地区の景観形成方針に屋外広告物に関する事項を追加

今回『歴史あるおもむき外濠地区』については、一層の景観の保全を推進すべく、また、『エンターテイメントシティ歌舞伎町地区』については、屋外広告物を活用したまちづくりを推進すべく、景観形成方針に屋外広告物に関する事項を追加しました。

(3) 景観形成基準に屋外広告物に関する事項を追加

「新宿区景観まちづくり計画」では、形態意匠や色彩等について「景観形成基準」を定めています。

今回、屋外広告物についても建築物と同様に設計段階から周辺景観との調和や建築物と一体的な計画を促すため、区全域（7つの区分地区全て）において、景観形成基準に屋外広告物に関する基準を追加しました。

開始日 : 平成27年6月1日（月）

2 景観形成ガイドラインの改定

(1) エリア別景観形成ガイドラインの時点修正

区を72エリアに分け、それぞれのエリアの特性に応じた景観形成の方針等を示しています。

今回、文化財等の景観資源を追加する等の時点修正を行いました。

(2) 要素別景観形成ガイドラインの追加

区内のどの地域においても考慮すべき一般的な留意点（形態意匠・設備等修景・みどり）について、新たにガイドラインとして編集し直しました。

(3) 新宿区が許可する総合設計の建築物等に係る景観形成ガイドラインの一部変更

総合設計を活用する建築物について屋外広告物の設置に関する基準を一部変更しました。より地域特性に即した景観誘導を進めていきます。

(4) 屋外広告物に関する景観形成ガイドラインの追加

景観まちづくり計画に屋外広告物に関する事項を追加したことを踏まえ、景観形成ガイドラインに屋外広告物に関する事項を追加しました。